



鳥取県公報

平成 23 年 9 月 1 日 (木)
号外第 90 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則及び鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を
改正する規則 (55) (経営支援課) 3
- ◇ 告 示 農業近代化資金の利子補給率 (496) (〃) 5
漁業近代化資金の利子補給率 (497) (水産課) 7

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則及び鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部改正について

1 規則の改正理由

農業者及び漁業者による農水産物の加工、販売等の取組を加速するため、これらの取組に必要な資金について利子補給率の上乗せを行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正

国の補助を受けて農産物の加工、販売等についての新たな取組を行う農業法人等に農業近代化資金を貸し付ける融資機関に対して交付する利子補給金の利子補給率は、通常の利子補給率に知事が別に定める率を加えて得た率とする。

(2) 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部改正

国の補助を受けて水産物の加工、販売等についての新たな取組を行う漁業者等（沿岸漁業従事者を除く。）に漁業近代化資金を貸し付ける融資機関に対して交付する利子補給金の利子補給率は、通常の利子補給率に知事が別に定める率を加えて得た率とする。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則及び鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第55号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則及び鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち法第2条第1項第1号又は第4号に掲げる者が農産物の加工、販売等に取り組むために必要な施設の整備に要する資金であつて要領で定めるものに係る利子補給率は、前項に規定する利子補給率に知事が別に定める率を加えた率とする。</u></p>	<p>(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)</p> <p>第3条 略</p>

第2条 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(利子補給金の交付の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち法第2条第1項に規定する漁業者等（鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）第2条第1項に規定する沿岸漁業従事者等を除く。）が水産物の加工、販売等に取り組むために必要な施設の整備に要する資金であつて知事が定めるものに係る利子補給率は、前項に規定する利子補給率に知事が別に定める率を加えた率</u></p>	<p>(利子補給金の交付の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率)</p> <p>第2条 略</p>

とする。	
------	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、第1条の規定による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、第1条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に、第2条の規定による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、第2条の規定による改正後の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第496号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号。以下「規則」という。）第2条第1項及び第2項の規定に基づき、農業近代化資金の利子補給率を次のとおり定め、平成23年9月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第230号（農業近代化資金の利子補給率について）は、平成23年8月31日限り廃止する。ただし、同日以前に規則第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成23年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 規則第3条第1項の利子補給率

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 規則別表第1号に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント
2 規則別表第2号に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント
3 規則別表第3号に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント
4 規則別表第4号に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント
5 規則別表第5号に掲げる資金	年1.25パーセント		
6 規則別表第6号に掲げる資金	年1.25パーセント		
7 規則別表第7号に掲げる資金		年1.25パーセント	年0.4パーセント

る資金			
8 規則別表第8号に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント

2 規則第3条第2項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.3パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.3パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超え11年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.425パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.425パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.475パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.475パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.525パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.525パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.575パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.575パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.7パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.7パーセント

鳥取県告示第497号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号。以下「規則」という。）第2条第1項及び第2項の規定に基づき、漁業近代化資金の利子補給率を次のとおり定め、平成23年9月1日から施行する。

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）は、平成23年8月31日限り廃止する。ただし、同日以前に規則第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成23年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 規則第2条第1項の利子補給率

	利子補給率				
	漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合
漁業近代化資金の種類					
1 規則別表第1号の1に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.05パーセント	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年1.05パーセント
2 規則別表第1号の2に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.05パーセント	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年1.05パーセント
3 規則別表第2号に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.05パーセント	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年1.05パーセント

4 規則別表第3号 に掲げる資金	年1.25パーセン ト	年1.05パーセン ト	年1.25パーセン ト	年0.4パーセン ト	年0.4パーセン ト
5 規則別表第4号 に掲げる資金	年1.25パーセン ト	年1.05パーセン ト	年1.25パーセン ト	年0.4パーセン ト	年0.4パーセン ト
6 規則別表第5号 に掲げる資金	年1.25パーセン ト	年1.05パーセン ト	年1.25パーセン ト	年1.25パーセン ト	年1.05パーセン ト
7 規則別表第6号 に掲げる資金	年1.25パーセン ト	年1.05パーセン ト	年1.25パーセン ト	年1.25パーセン ト	年1.05パーセン ト
8 規則別表第7号 に掲げる資金	—	—	年1.25パーセン ト	年0.4パーセン ト	年0.4パーセン ト
9 規則別表第8号 に掲げる資金	年1.25パーセン ト	年1.05パーセン ト	年1.25パーセン ト	年0.4パーセン ト	年0.4パーセン ト

2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.7パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.7パーセント